

会員の皆さまの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

1 総代会について

- (1) 信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて信用金庫の経営に参加することになります。当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。
- (2) 総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代によって運営されます。
- (3) 当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでおります。

2 総代候補者の選考基準

- (1) 当金庫の会員である方。
- (2) 当金庫の良き理解者である方。
- (3) 総代として相応しい見識を有し、正しい判断ができる方。
- (4) 人格者であり、当金庫の発展にご協力いただける方。
- (5) 地域における信望が厚い方。
- (6) 就任時点で75歳未満である方。

3 任期・定数・選任方法等

- (1) 総代の任期・定数
 - ・総代の任期は3年です。
 - ・総代定数は、100人以上200人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。なお、2023年3月31日現在の総代数は176人で、会員数は80,035人です。
- (2) 総代の選任方法

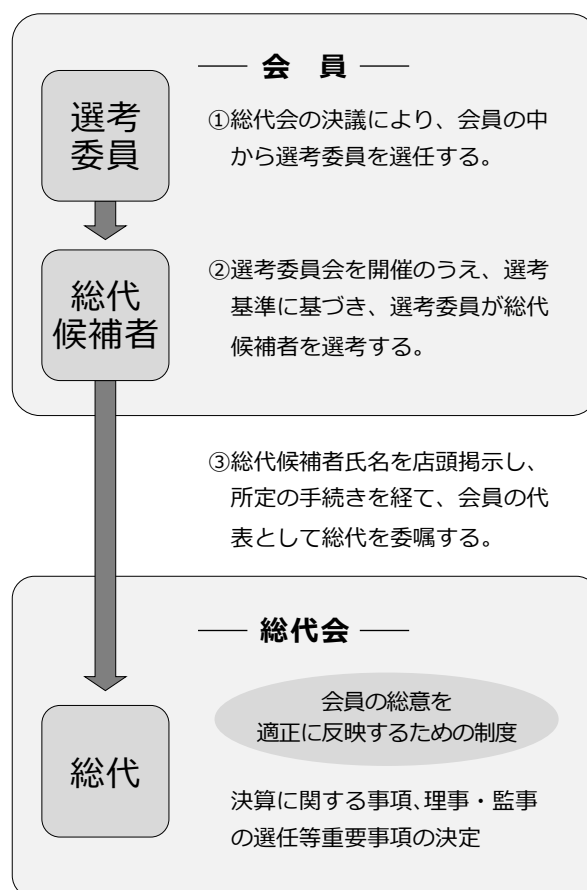
総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

 - ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任します。
 - ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考します。
 - ③その総代候補者を会員が信任します（異議があれば申し立てる）。
- (3) 総代の定年制

総代会の一層の機能向上と活性化、世代交代の促進などを目的として、総代定年制を導入しております。

 - ・総代の定年は満75歳到達日とします。ただし、任期中にあつては直近に到来する任期満了日までといたします。



総代会

<総代が選任されるまでの手続きについて>

